

監査公表 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和4年(2022年)3月17日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 松原栄樹

定期監査結果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・令和4年1月18日・19日・20日

2) 監査対象

・教育部

教育総務課、学校教育課、生涯学習課、図書館

・総務部

総務課（選挙管理委員会）、財政課、行財政改革推進課、税務課、収納課、
人権擁護課、市民課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、令和3年度（令和3年11月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる。

全庁的な課題として、時間外勤務時間が突出して多い職員が存在する。従前より指摘しているが、職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直し・工夫を行い更なる時間外勤務の削減に努められたい。

各課においては、下記のとおり改善点を記述する。

教育部

1) 教育総務課

- ・学校に設置されている公衆電話の取り扱いについて、毎月料金回収を行うように指導されているとのことであるが、学校によっては毎月回収されていないところがあるので、しっかり確認をして歳入事務を行うよう指導されたい。
- ・学校給食センターの蒸気設備配管工事については、これまで何度か修繕されていたが、今回抜本的に大規模修繕工事を行ったということであり、日常の管理を徹底し長寿命化に取り組まれたい。

2) 学校教育課

- ・相当数の備品があるので、管理についてもしっかり取り組まれたい。

3) 生涯学習課

- ・文化財保護対策事業について執行率が低い。横田常夜灯及び文化財防火施設補助金等について執行予定であるとのことであるので、年度末に向け進捗管理に努められたい。
- ・執行伺書について、施行日や契約日の記載が抜けているものがある。書類で残すものであり、記入漏れの無いように取り組まれたい。

4) 図書館

- ・時間外勤務時間について、常に目標の時間数を把握して職員に周知するとともに、職員の健康管理に努められたい。

総務部

1) 総務課（選挙管理委員会）

- ・執行伺書について、施行日や契約日の記載が抜けているものがある。書類で残すものであり、記入漏れの無いように取り組まれたい。
- ・公衆電話の料金回収について、遅滞が見受けられるので、定期的に回収し適切な歳入事務に努められたい。

2) 財政課

- ・時間外勤務時間について、常に目標の時間数を把握して職員に周知するとともに、職員の健康管理に努められたい。

3) 行財政改革推進課

- ・公有財産の貸付等に係る土地については、土地台帳の他に登記簿謄本及び図面等も一体的に備えて管理するように努められたい。

4) 税務課

- ・特になし。

5) 収納課

- ・未収金対策管理経費の弁護士に係る報償費について、面談相談の計画が1回の予定であるとのことであり、予算の減額については補正予算で対応されたい。

6) 人権擁護課

- ・公有財産の貸付について未入金となっている。自動更新での契約であり、第一四半期には入金できるよう取り組まれたい。
- ・執行伺書について、契約日の記載が抜けているものがある。書類で残すものであり、記入漏れの無いように取り組まれたい。
- ・各会館等における現金の取扱いについて、金庫等の管理責任者を定めて運用されるよう努められたい。

7) 市民課

- ・時間外勤務時間について、常に目標の時間数を把握して職員に周知するとともに、職員の健康管理に努められたい。